

令和7年度 新商品開発・付加価値向上支援事業 募集要項

【目的及び事業概要】

延岡市では、農業所得の向上と地域経済の活性化及び農林漁業者の多様な販路の開拓を図るため、6次産業化に取り組む農林漁業者及び新商品の開発に取り組む連携体に対し、商品開発、販路開拓、販売促進等に係る経費の一部を補助します。

【対象者】

次のいずれかに該当するものであって、市内に住所を有し、かつ、農林漁業者にあっては市内で農林水産物を生産する者とします。

- (1)本市の認定農業者又は認定を受ける見込みのある農業者
- (2)本市の認定新規就農者又は認定を受ける見込みのある農業者
- (3)市内の漁業協同組合の組合員の資格を有する経営体及び養殖業を営む法人等
- (4)農業法人
- (5)3戸以上の農林漁業者で構成された団体（設立に係る規約等の定めがあるもの）
- (6)市内で生産される農林水産物を活用した商品の開発に取り組む連携体（設立に係る規約等の定めがあるもの）
- (7)市内農林水産物のブランド化、付加価値向上に取り組む生産者※

※下記③「付加価値向上事業」のみ対象

【対象内容】

①市内で生産される農林水産物（以下「本市農林水産物」という。）を活用した商品の開発に係る事業（設備整備事業）

加工業者に納品するための一次加工に必要な機材の導入に伴う経費や、6次産業化や商品開発を行う上で必要な加工施設・設備などの導入に係る経費。

②本市農林水産物または本市農林水産物を活用して開発した商品の販路開拓や販売促進に係る事業（販路開拓事業）

本市農林水産物または本市農林水産物を活用して製作した商品の販路開拓及び販売促進に要する経費、並びに試作品の試験販売に係る経費。

※例) 商談会展出に係る旅費・ブース代等、パッケージデザインの作成、チラシ・ポップの作成、ホームページの作成、海外輸出を目的とした活動に係る費用等

③本市農林水産物の販売促進および付加価値向上に係る事業（付加価値向上事業）

本市農林水産物のブランド化および付加価値を向上させる取組に要する経費。

例) 農林水産物の科学成分分析、食味検査等に要する経費。

※ただし、①、②、③ともに、国、他の地方公共団体又は公共的団体から補助を受けるものは対象となりません。

【補助率（上限額）】

- | | | |
|-----------|---|----------------------|
| ①設備整備事業 | ： | 対象経費の2分の1以内（上限150万円） |
| ②販路開拓事業 | ： | 対象経費の2分の1以内（上限10万円） |
| ③付加価値向上事業 | ： | 対象経費の2分の1以内（上限10万円） |

→ウラ面へ続く

【事業採択に係る優先事項】

事業の採択に当たっては、次に示す事項に該当する数が多い者を優先します。

- (1) 市の実施するサポートルームを活用している
- (2) 国、県及び市が行う他事業において補助金等の交付を受けたことがない

【その他】

- ①予算の範囲内での支援となりますので、申請者多数の場合は満額交付としない場合があります。
- ②市が設置した審査会で事業内容を審査し、補助の適否等を判定します。
- ③原則として補助金交付決定日以降に開始し、翌年2月末までに完了可能（機械・設備等を購入）なものが対象となります。交付決定より前に発注・購入したものは対象になりません。
- ④採択後5年間は、領収証等の関連書類を保管いただくとともに、随時市が行う聞き取り調査にご協力ください。
- ⑤「調査様式1」を提出していただいた方のうち、本事業の申請要件を満たしている方には、別途「事業計画書」の作成・提出についてご案内します。なお、提出された事業計画書については、秘密保持には十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用いたしません。ただし、採択された事業については、その概要を公表することがあります。

【要望調査の実施について】

別紙「調査様式1」に必要事項を記入のうえ、延岡市農業畜産課まで直接持参されるか、郵送またはFAX、e-mailにてご提出ください。

・提出期限：令和7年5月27日（火）

【今後のスケジュールについて】

- ① ～5月27日 要望調査（希望者は「調査様式1」を提出）
- ② 6月中 事業計画書の作成・提出（補助対象該当者のみ）
- ③ 6月末 審査会及び結果通知
- ④ 7月～ 事業実施
- ⑤（事業完了次第）実績報告

【問い合わせ】 〒882-8686 延岡市東本小路2番地1
延岡市 農林水産部 農業畜産課
担当：太田
電話：22-7018（直通）fax：21-6204
E-mail：noutiku@city.nobeoka.miyazaki.jp